

## 令和8年度第1回多摩市公契約審議会 要点録

### 1 開催日時及び会場

令和8年5月25日（月） 午後3時00分から 東庁舎会議室

### 2 出席者（4名）

出席者 古川会長、脇田委員、佐々木委員、小泉委員

事務局 松崎総務契約課長、桜庭総務契約課契約係長

### 3 会長・副会長選任

多摩市公契約条例施行規則第8条第2項に基づき、会長を古川委員、副会長を萩生田委員に選任した。

### 4 議題

#### （1）審議事項

##### ①多摩市公契約審議会への諮問（令和9年度労務報酬下限額等）について

\*事務局が資料2にて内容説明。

##### ○意見等

特になし

##### ○審議結果

・資料2の諮問を受けて令和8年度もスケジュールに沿って検討を行っていく。

##### ②公契約条例施行後の実施状況の検証について（アンケート集計結果）

\*事務局が資料3にて内容説明。

##### ○意見等

委員 労務報酬下限額が毎年上がるのは良いことだが、長期の契約については契約時に委託料が固定されてしまう。昨今は物価の上昇も大きく委託契約についてもスライド条項のようなものがないのか。

委員 ダンピング受注が減っているというのは良かった。気になったのは、労務台帳の作成についての意見で、「実際に支払った賃金を台帳に記入しているわけではないのであくまでも下限額を下回らない様に目安として提出しているのであまり意味を感じない。」というもの。このような回答については実態の確認が必要ではないか。

事務局 労務台帳には実際の賃金を記載していただいているわけではなく、労働者ごとの労務報酬下限額を表示し、労務報酬下限額以上の賃金を支払った旨のチェックを入れていただいている。その点について「あまり意味を感じない。」という意見をいただいたと捉えており、偽った申告をしているわけではないと思われる。

会 長 この点は、労務台帳の導入時に議論があった。先行する川崎市では賃金の実額を入力する方法をとっていたが、それは業者を丸裸にするに等しく、特に人件費の比率の高い事業にとってはどれだけの利益が出ているかが見えてしまうこと、また、対等な交渉の立場に立つという点から多摩市は今の運用を取ることにした。このアンケート回答については事務局と同様の捉え方をしており、金額を偽っているということではないと思われる。

委 員 公契約条例の対象事業と対象でない事業の両方を受託している事業者がいると思うが、業務ごとの賃金設定に乖離が出ないよう配慮するのが難しい場合があるようである。

会 長 先ほど委員からも意見が出たが、長期契約の契約金額の増額については以前からこの場で問題提起をしてきた。今年度議論を進めるなかで、市長への答申として対応をお願いすることも考えられる。事務局でよく検討していただきたい。

### ○審議結果

長期契約の取り扱いについては事務局で検討し、検討状況によっては審議会として市長への答申に本件の対応についての内容を含めることとする。

### ③令和7年度多摩市公契約審議会からの答申における課題点・改善点について

\*事務局が資料4にて内容説明。

#### ○意見等

会 長 以前委員から、工事の労務報酬下限額を設定する中で、設計労務単価以外の視点も必要ではないかという意見があったかと思うが、その点はいかがか。

委 員 担い手3法が施行となり、標準労務費が各職、地域で設定されるようになった。キャリアアップシステムの活用や標準労務費をどのように労務報

酬下限額に反映させられるかを現在検討しているところなので、次年度への反映は難しいかもしれないが、次回の審議会で何か提案ができればと考えている。

会 長 提案があれば事前に事務局との調整をお願いしたい。

委 員 今年度の労務報酬下限額について、近隣市が多摩市よりも高い水準となっていた。多摩市として、他市の動向を捉えつつ、労務報酬下限額の設定の仕方の見直しについても考えていきたい。業種ごとの労務報酬下限額についても一律の設定になっているが、差をつける必要があるのかどうかも含め検討していきたい。

委 員 他の自治体よりも高ければ良いというわけではない。考え方を整理していきたい。

会 長 課題「労務報酬下限額以外の労働条件の設定について」について。日本は賃金の側面のみだが、アメリカは賃金という側面だけでなく、アファーマティブアクションとして、女性の差別解消のために女性管理職の割合について公契約条例に規定し、女性の比率を上げてきた。フランスは賃金以外については①社会保険に加入していない事業者の排除、②外国人労働者で、正規の就労資格を持っていない者の雇用禁止という要素を公契約条例に規定している。

また、日本型で導入するとしたら、以前提案した裁判員裁判、検察審査会の委員もしくは候補者となった場合の賃金の保障はどうか。公契約条例を作る際、自治基本条例に基づき、住民の行政参加を基本的な考え方としていた。住民の司法参加という点においても意味のあるものとする。どのような条件を設定するにしても事業者側、労働者側の合意が必要である。

委 員 一人親方で社会保険に加入していない方は一定数いると思われる。

会 長 フランスは社会保険の加入について厳格に取り組んでいる。日本は一人親方などの多様な働き方があるため、すぐには難しく引き続きの検討が必要か。

会 長 外国人労働者についてはどうか。

委員 下請け業者など、外国人労働者はかなり増えてきている。

会長 裁判員裁判、検察審査会についてはどうか。

委員 選ばれる確率はかなり低いため、導入をしても事業主側の負担は少ないと思われる。この点については導入する意義について、よく議論をする必要がある。

会長 さほど異論がなければ裁判所と検察審査会の事務局を招き、実情を聞くことは可能と思われる。

委員 実際に裁判員に選ばれた際、どのくらいの日数参加することになるのか。

会長 案件によるが、1～2回のものもあれば、十数回のものもある。まずは話を聞いてみるどころから始めてみるのはどうか。事務局で市内部の意見も確認いただきたい。

#### ○審議結果

・資料4のとおり、令和7年度の答申に基づき検討が必要な項目について、引き続き議論していく。

#### ④令和9年度の労務報酬下限額等について【資料5～7】

\*事務局が資料5～7にて内容説明。

#### ○意見等

委員 資料7について世田谷区と新宿区が別枠なのは何か理由があるのか。

会長 理念条例であるため、別枠となっている。

#### ○審議結果

次回以降の基礎資料として5～7を活用していく。

#### (2) 報告事項

##### ①令和8年度公契約対象案件の状況について

\*事務局が資料8にて内容説明。

#### ○意見等

特になし

②令和8年度公契約審議会関係スケジュール

\*事務局が資料9にて内容説明。

○意見等

会 長 裁判員裁判の関係で話を聞く場合は、臨時で審議会を開催することも検討する。

③その他

○意見等

特になし

5 閉会